

R3年度  
京都府公共用水域及び地下水  
常時監視計画について

# R3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

## 計画

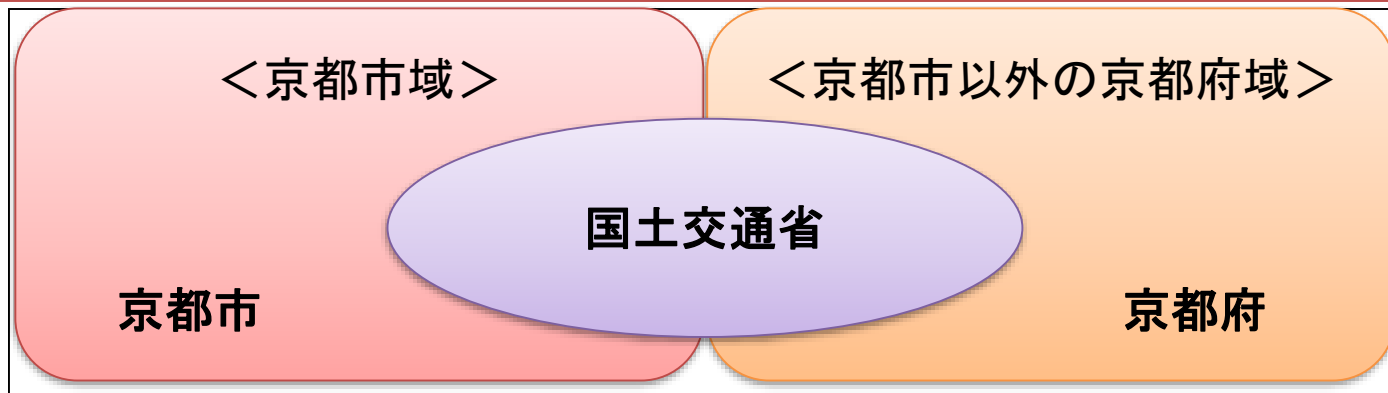
水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めたもの

## 水質測定の目的

- 府民の健康保護、生活環境保全等総合的な水質保全対策の実施。
- 下水道整備事業、河川管理、生活排水対策等各種施策への基礎資料の提供。
- 地下水汚染の未然防止を図り、良好な地下水質の維持。

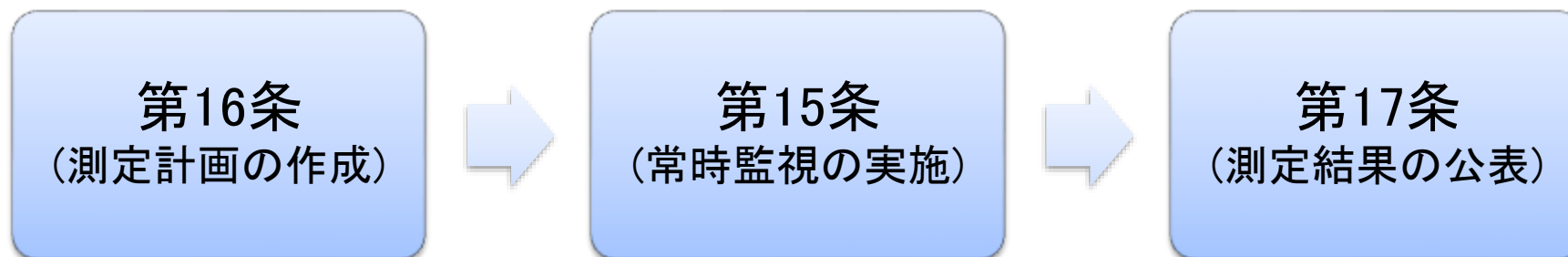
## 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市



# 公共用水域の常時監視について

○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)



○環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成13年5月31日付け環水企第92号)

## 第2 2. 測定計画(法第16条関係)

測定計画の作成にあたっては、環境基本法第43条に定める機関(=環境審議会)において、審議を行うよう努められたい。

# 公共用水域（河川及び海域）測定項目

## 環境基準項目

水質保全行政の目標として達成し、維持することが望ましい基準

- ▶ 生活環境項目：BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数 等
- ▶ 健康項目：カドミウム、鉛、水銀、ジクロロエチレン、農薬（チウラム等）等

## 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの等

- ▶ 人の健康の保護に係る項目：クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン 等

**R3～ PFOS及びPFOA 追加**

- ▶ 水生生物の保全に係る項目：フェノール、ホルムアルデヒド 等

## その他

- ▶ 特殊項目：クロム、銅、マンガン 等
- ▶ その他の項目：クロロフィルa、トリハロメタン生成能 等

# 地下水測定項目

## 環境基準項目 28項目

水質保全行政の目標として達成し、維持することが望ましい基準

- カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、水銀、ジクロロエチレン、農薬（チウラム等）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素 等

# 測定地点数(公共用水域)

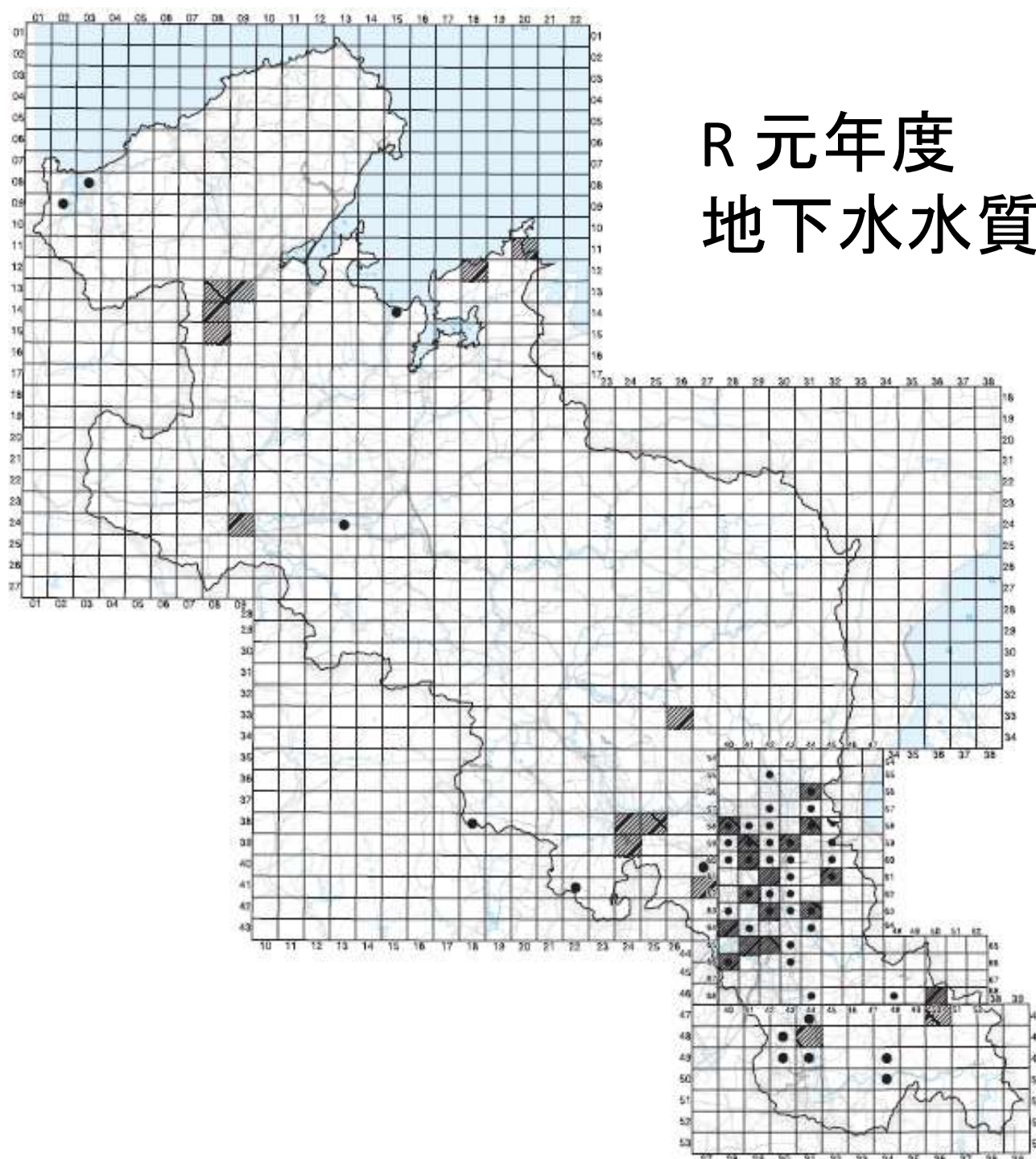
府内61河川106地点、6海域19地点の合計125地点で実施

分類		選定地点数
環境基準点	生活環境項目又は水生生物保全項目について、環境基準の達成を判定する地点	河川49地点 海域16地点
定常点	環境基準点を補完する地点	河川23地点 海域 3地点
補助点	類型指定河川又は海域への汚濁負荷割合が高い河川の流末地点	河川20地点
府県際定点	府県際で流入又は流出する河川の現状を把握する地点	河川 5地点

# 測定地点数(地下水)

分類		地点数
概況調査	府内の状況を把握するため府内全域を2.5km（一部2km）メッシュに区画し、この中から地点を選定し、ローリング方式、必要に応じて定点方式により実施する。	29地点
汚染井戸 周辺地区調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・概況調査等により新たに判明した汚染等について、その汚染範囲の確認、汚染源の究明に資するため、汚染井戸の周辺の井戸において実施する。</li><li>・継続調査において継続して2年以上環境基準以下となった地区について当該井戸の周辺の井戸において実施する。</li></ul>	8地点
継続調査	汚染地域について継続的に監視を行うために実施する。	58地点

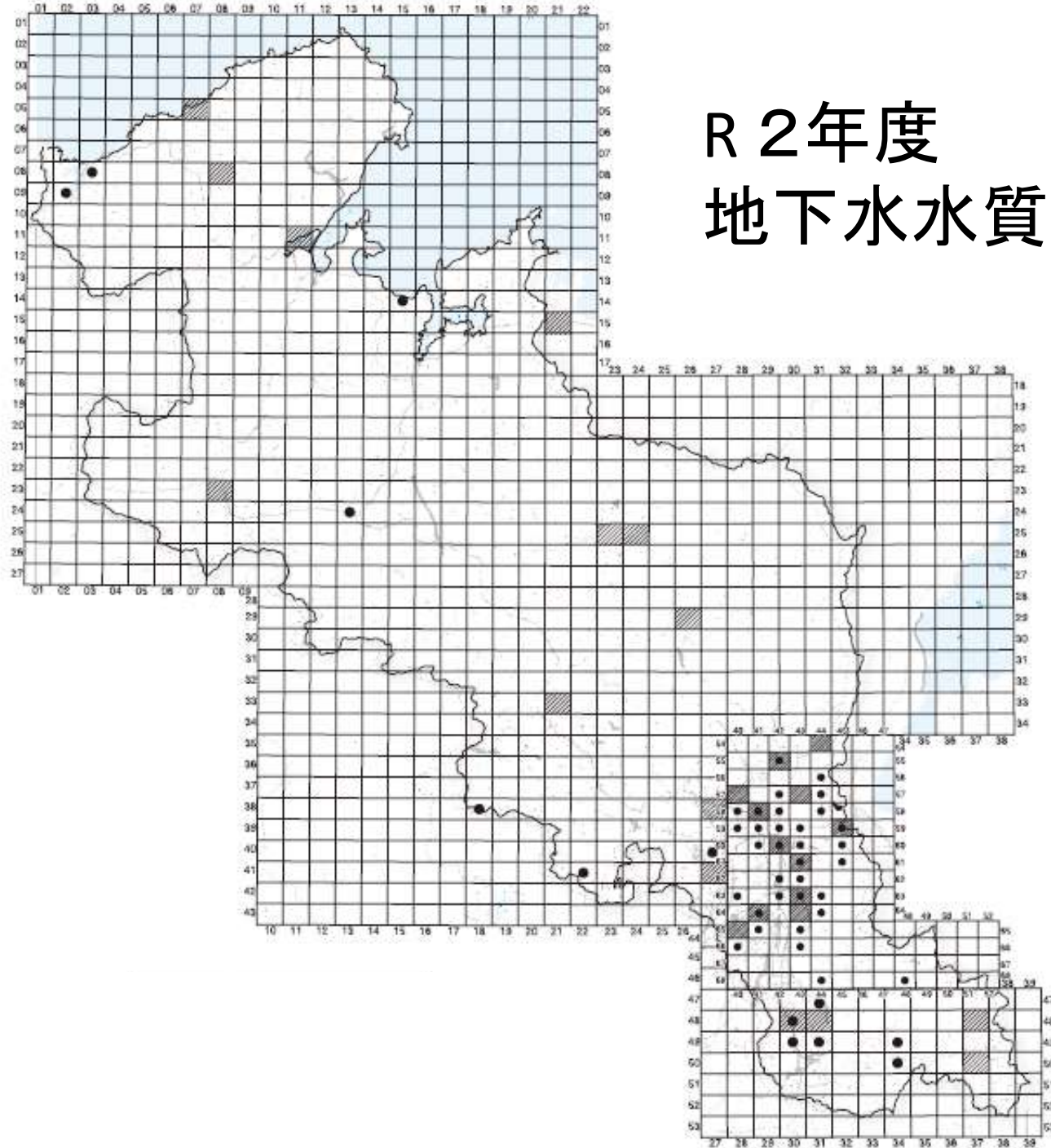
# R元年度 地下水水質測定地点



-  概況調査
-  継続調査

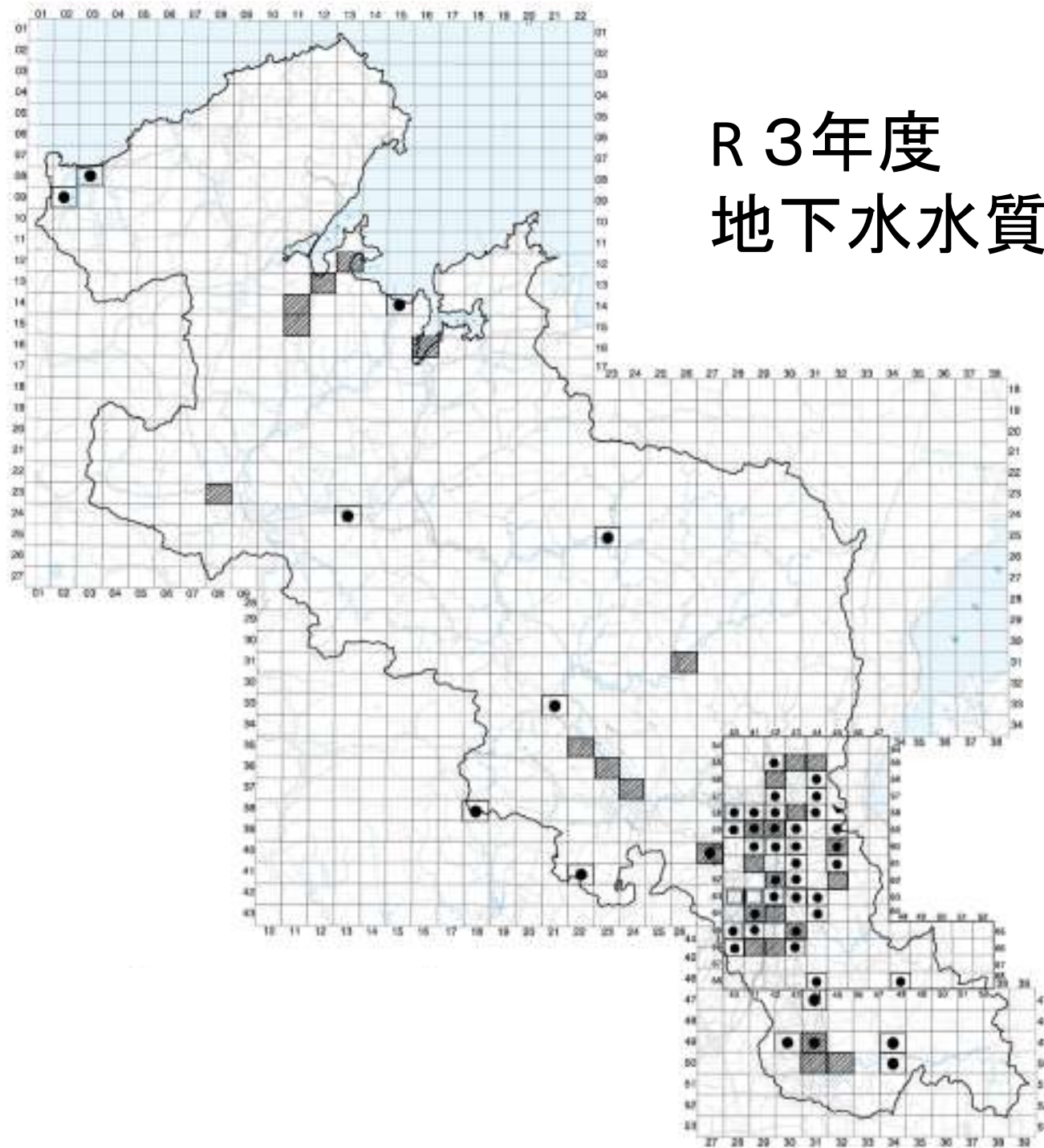


# R 2年度 地下水水質測定地点



-  概況調査
-  継続調査

# R 3年度 地下水水質測定地点



-  概況調査
-  継続調査

## R2計画からR3計画の主な変更点

### ○測定項目の追加

PFOS及びPFOA(要監視項目)

河川の環境基準点 40地点(年1回)

# PFOS及びPFOA

R2.5.28 要監視項目に追加 指針値(暫定)50ng/L

- 有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な科学的性質として様々な表面処理の用途に使われてきた。
- 自然環境中では分解されにくく、高い蓄積性を有するなどの特徴がある。

<主な用途> \*「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き(環境省)」より

PFOS	泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、 フォトマスク(半導体、液晶ディスプレイ)、写真フィルム 等
PFOA	泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、 食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服 等

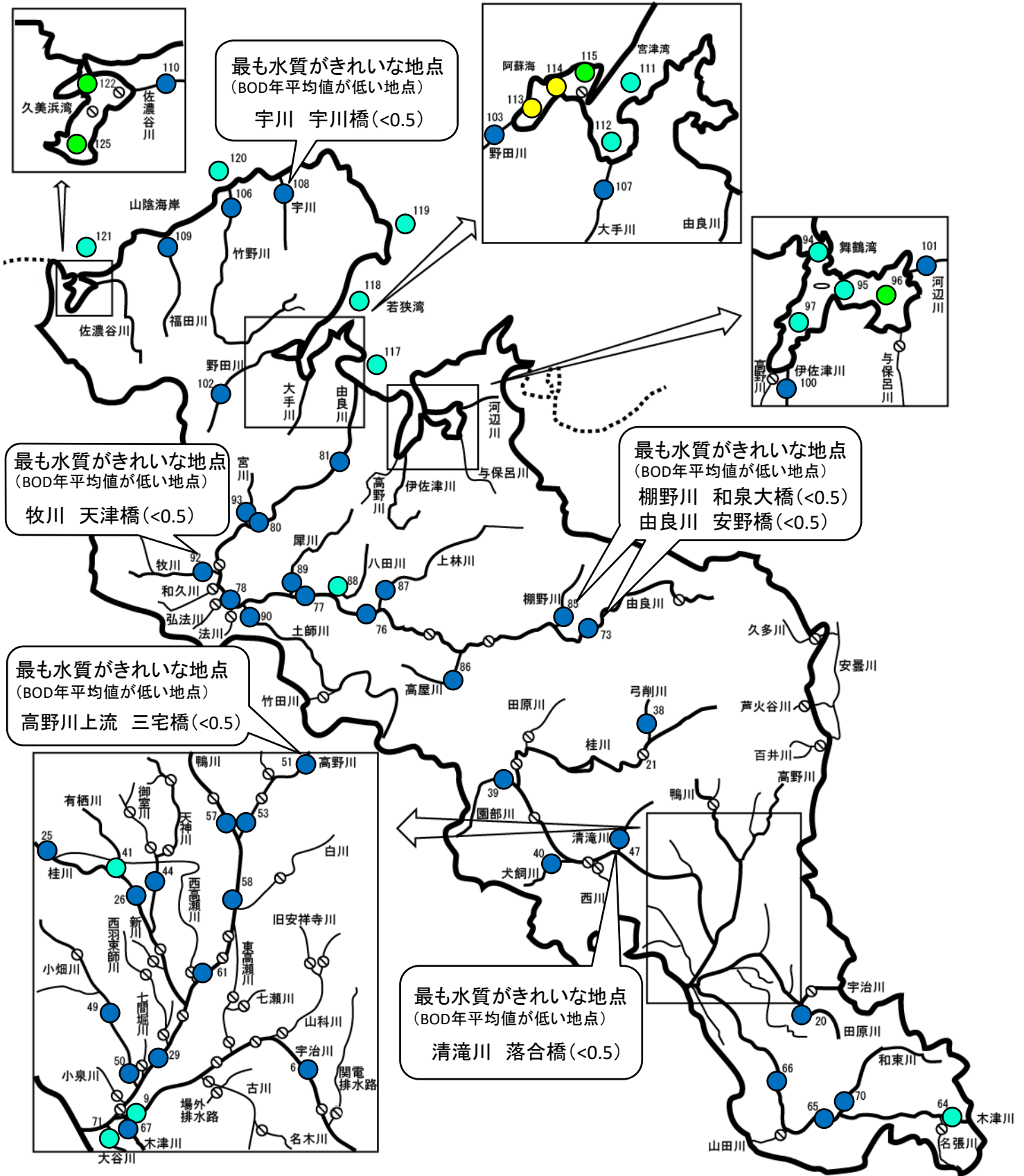
# 参考：PFOS及びPFOA (府内の過去の調査結果)

平成22年度調査(京都府)		PFOS及びPFOA (ng/L)
由良川水系		2.2~3.7
淀川水系		2.7~117
	宇治川	12.5~21.2
	宇治川流入支川	19~117
	桂川	2.7~9.9
	桂川流入支川	4.7~31.4
	木津川	12~13
	木津川流入支川	12~48.6

京都府保健環境研究所年報, 第56号, 72-76 (2010)

	調査地点	PFOS及びPFOA (ng/L)
令和元年度全国存在状況把握調査(環境省)	大谷川(1地点)	47.1
令和2年度有機フッ素化合物(海域)調査	舞鶴湾(4地点)	1.2~1.9

# 河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況



凡例	○ 測定地点 ( ⊙ 環境基準点以外 ) * 地図上の数値は地点番号	
	河川 ( BOD ) 又は海域 ( COD ) の75%水質値 ( mg/L ) ( 75%水質値 : BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値 )	
	10以下 : 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下 : 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度
	8以下 : 農業用水に利用する限度	3以下 : ポラ、ノリ等の生息に適する限度
	5以下 : コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度	2以下 : 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度
	3以下 : サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度	マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度
	2以下 : ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度	
	1以下 : 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度	